

令和3年度介護報酬改定について

今回の介護報酬改定では、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図るとされています。

特に感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底が求められ、施設系サービスについては現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加え訓練（シミュレーション）の実施が義務となり、3年の経過措置が設けられます。また、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等（BCP：事業継続計画）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が義務となり、3年の経過措置が設けられます。災害への対策においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策が求められる介護サービス事業者を対象に避難訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないとされています。

◎新型コロナウイルス感染状況にもよりますが、非常災害時の避難訓練等への参画など運営推進委員の皆様をはじめ、地域の皆様には今後ますますご協力を頂くことになると思います。皆様のご理解、ご協力を宜しくお願い致します。